

明和町 WEB ページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、明和町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき明和町の WEB ページ（以下「町 WEB ページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町 WEB ページ 明和町が管理する WEB ページをいう。
- (2) バナー広告 町 WEB ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。
- (3) リンク 当該 WEB ページにジャンプするように関連づけることをいう。

(広告の種類)

第3条 町 WEB ページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第4条 町 WEB ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページ内容の範囲は、要綱第5条、第6条及び明和町広告掲載基準に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦 80 ピクセル×横 168 ピクセル
形式	GIF（アニメ不可、透過 GIF 不可）・JPEG・PNG
データ容量	4 KB 以内

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月を単位とし、1日の午後0時から翌月1日の午後0時までを1か月とする。1日が閉庁日にあたるときは、翌開庁日の午後0時とする。

- 2 広告掲載希望者が望むときは、町長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、月額 3,000 円とする。

(掲載位置)

第8条 広告を掲載する位置は、WEB ページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告の枠数)

第9条 公募する広告の枠数は、最大10枠とする。

(掲載順位)

第10条 掲載する広告の順位は、申込書の受付順とする。同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申し込みがある場合は、抽選により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、広告内容等を考慮し、効果的な広告をすることが望ましいと認められる場合は、掲載順序を変更することができる。

(掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間内に、町の都合でWEB ページを閉鎖したときは、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

(リンク先)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにWEB ページ主管課に連絡するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月11日告示第41号)

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日告示第9号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。